

IASB・FASBの検討状況（投資企業／投資会社）

2012年5月～7月

背景

- 2008年12月に、IASBは、公開草案第10号「連結財務諸表」(ED10)を公表し、報告企業が、その性質にかかわらず、支配しているすべての投資先を連結することを提案していた。
- しかし、利用者を含む多くの関係者が、投資企業¹が支配している投資先の連結は、公正価値測定により得られる情報ほどには有用な情報を提供しないとの懸念を示し、報告企業が投資企業の場合に、支配している投資先を公正価値評価すべきかどうかを再検討するようIASBに求めていた²。
- また、米国基準では、既に投資会社に関する特有の会計処理（投資先の支配財務持分を有しているかどうかにかかわらず、投資をすべて公正価値で測定する会計処理）が用いられている³。
- このような背景から、IASBとFASBは、投資企業に関して共通の基準を開発するため、このプロジェクトを開始した。

範囲

- IASBは、IFRS第10号「連結財務諸表」における支配の原則（支配しているすべての企業を連結するという原則）に対する例外を設けることを提案している。
- これに対し、FASBは、投資会社の業種別ガイダンスである「金融サービス - 投資会社 (Topic 946)」の修正を提案している。

経緯

- 2011年8月25日、IASBは、公開草案「投資企業」（以下「IASB ED」）を公表。
- 2011年10月21日、FASBは、会計基準更新書案「金融サービス - 投資会社 (Topic 946)：範囲、測定及び開示規定の修正」（以下「FASB ED」）を公表。
- 2012年2月～3月 円卓会議実施（カナダ、米国、マレーシア、ロンドン）。
- 2012年4月～7月 IASB・FASB再審議

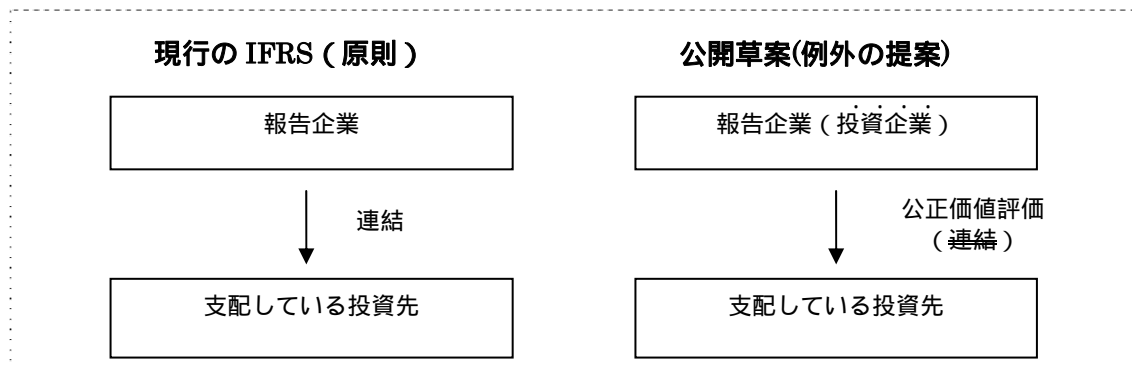
¹ IASBは投資企業 (Investment entities)、FASBは投資会社 (Investment companies) という表現を用いているが、以下、FASBの議論に言及する場合以外は両者を合わせて「投資企業」という表現を用いる。

² 例えば、ベンチャー・キャピタル (VC) 傘下の VC ファンド、金融機関が営むプライベート・エクイティ (PE) 事業における PE ファンド、保険会社の分離勘定 (特別勘定) などが保有する投資 (支配している場合) の会計処理。

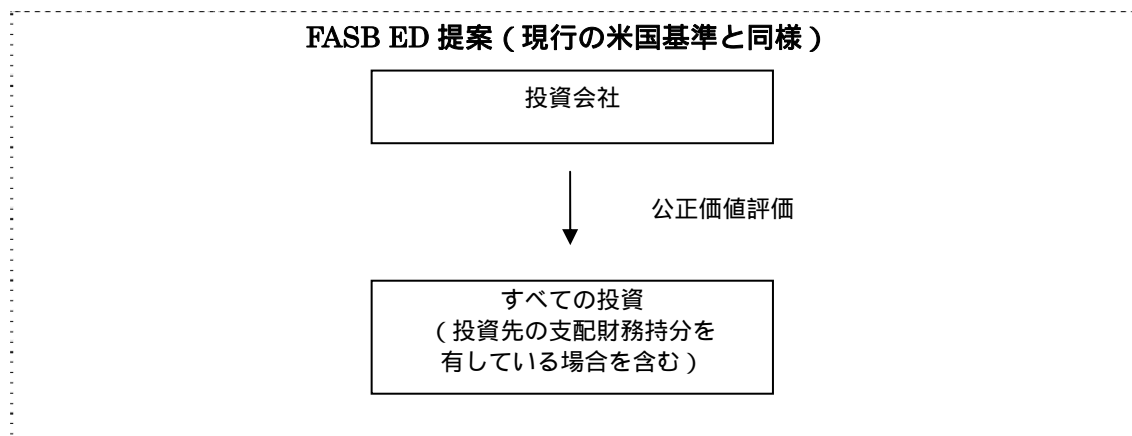
³ FASBは、この投資会社の規定を改善し、IASBとの間で共通の基準を開発するための検討を行い、その結果として公開草案を公表していた。

IASB ED 及び FASB ED における投資企業の会計処理の提案

- IASB ED では、連結の原則に対する例外として、投資企業に対し、支配している投資先への投資を IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを要求することを提案していた（支配している企業を連結しない）。（IASB ED 第 6 項）



- 一方、FASB ED では、現行の米国基準と同様に、投資会社が保有する投資について、投資先の支配財務持分を有しているかどうかにかかわらず、基本的に、公正価値で測定することを求めることが提案されていた。



- 親会社（非投資企業）が投資企業を連結する際に、投資企業における会計処理を引き継げるかどうかについても、IASB と FASB とで異なる提案がなされていた。（IASB：引継を認めない。FASB：引継を認める。後述 参照。）

IASB 及び FASB における主な検討項目

1. 投資企業の要件
2. 親会社（非投資企業）による投資企業子会社の会計処理の引継の可否

投資企業の要件

1. ED 提案

- IASB 及び FASB の ED の提案では、ある企業が投資企業となるために、事業目的や資金のプールなどの 6 つの要件の充足を要求していた(要件の詳細は参考 1 参照)。

2. ED への主なコメント

- 6 要件が過度に厳格で、投資企業の事業モデルではなく、投資家の数などの構造に焦点を当てており、本来、投資企業となるべき企業が除外される可能性がある。
- 投資企業の適格性の判定に際し、類似の事業活動をもつ企業が統合的な報告を行えるよう、質的評価や原則と指標の組合せなどのより柔軟なアプローチを検討すべき。

3. 再審議による変更

- 上記コメントに対応するため、再審議では、6 要件の内容を投資企業の「定義」と「典型的な特徴」に分け、その組合せに基づく柔軟なアプローチとすることを決定。
 - ✓ 「定義」：投資企業となるために満たすことが要求されるもの。
 - ✓ 「典型的な特徴」：投資企業が通常有する特徴であり、投資企業かどうかの決定に際して、企業が考慮するもの。
- 「定義」により投資企業となるための主要な要件の評価を体系だった規律あるものとし、他を「典型的な特徴」として専門的判断の使用も許容することとしている。

投資企業の定義 (IASB)

投資企業は、次のすべてを行う企業。

- (a) 単一又は複数の投資家から資金を得て、それらの投資家に専門的な投資管理サービスを提供している。
- (b) その事業目的と、唯一の実質的な活動が、資本増価、又は資本増価と投資収益からのリターンのために資金を投資することであると投資家に確約している⁴。
- (c) 投資のほとんどすべてを公正価値に基づき管理及び業績評価している^{5 6}。

⁴ FASB は、投資収益のみを目的とする場合も含む定義（「その事業目的と、唯一の実質的な活動が、資本増価、投資収益又はその両方からのリターンのために資金を投資することであると投資家に確約している。」）となっており、IASB の定義とは若干異なる。

⁵ なお、以下のいずれかを満たす投資が、重要でない金額を超える金額（more than an insignificant amount）である企業は、投資企業にはならない。

- ・公正価値に基づき評価されていない投資
- ・投資収益のみのために保有されている投資

⁶ FASB は、「公正価値管理」の概念を（定義に含めず）典型的な特徴とすることとし、公正価値管理しているかどうかの判断に当たっては、以下を考慮することとした。

- ・企業が投資のパフォーマンスをどのように管理、評価しているか。
- ・企業がどのように投資家と取引しているか。
- ・企業が（AM への）資産ベース報酬をどのように計算しているか。

投資企業及びその支配従属企業は、その投資から、次のいずれのリターン又は便益も獲得せず、獲得する目的も有さない。

- (a) 資本増価、又は資本増価と投資収益以外のリターン又は便益
- (b) 他の非投資者には利用できない、又は、通常、所有持分には帰属しないリターン又は便益

典型的な特徴 (Typical characteristics) (IASB)

- 投資企業は以下の典型的な特徴⁷を有しているはずである。ただし、事業上の理由や投資家のニーズから必ずしも常に有していない可能性もある。(詳細は「参考 2」参照)

- 1. 複数の投資
- 2. 複数の投資家
- 3. 親会社又は投資マネジャーと関連のない (not related to) 投資家
- 4. 資本またはパートナーシップの形式をとる所有持分 (ownership interest)

- 1 つ以上の典型的な特徴を満たさなくとも、必ずしも投資企業となることを妨げられるわけではない。しかし、企業が 1 つ以上の典型的な特徴を満たさない場合には、当該企業の活動が投資企業の活動と整合していることを正当化 (justify) することが要求される。
- 企業が投資企業かどうかを決定する際に考慮することとなる投資企業の典型的な特徴を記述した追加のガイダンスを提供する。

⁷ FASB は、「公正価値管理」も典型的な特徴として扱われる (脚注 6 参照。IASB はこれを定義に含めている)。

親会社（非投資企業）による投資企業子会社の会計処理の引継の可否

1. ED 提案

- IASB ED では、投資企業子会社が用いた連結の例外を維持してはならないと提案（親会社（非投資企業）は、投資企業子会社が支配している投資先を連結する）。
- FASB ED では、投資会社子会社が用いた特別な会計処理を引き継ぐことを提案（現行の米国会計基準と同様）。

2. ED への主なコメント

- 利用者を含む大半の関係者が、米国会計基準のアプローチ（特別な会計処理の維持）を支持。（IASB の濫用に対する懸念への対処策もいくつか提案された）
 - ◇ 親会社（非投資企業）が保有していても、投資企業の活動の性質や事業目的は変わらず、子会社（投資企業）での公正価値会計は、親会社レベルでも有用。
 - ◇ 投資企業が保有する関連会社や共同支配企業に対する持分についての親会社（非投資企業）による会計処理と整合する。

3. 再審議による変更

（IASB）

- IASB ED の提案どおり、投資企業子会社の連結の例外を維持しないことを決定。
- 関係者の大半が引継ぎを支持していること、親会社（非投資企業）が公正価値測定を引継ぐことが有用な情報となる場合があることを認識しつつ、次のような理由から上記を決定。
 - ◇ 連結の例外の許容は投資企業に特有の事業モデルを考慮したものであって、親会社（非投資企業）は、そのような事業モデルを有していない。
 - ◇ 投資企業の要件を緩和したことから、投資企業の範囲が拡大するため、連結回避のストラクチャリングの懸念が残る。
 - ◇ 米国は、投資会社に関する規制上及び会計上の要求（投資会社業界に対する国内の理解を含む）が存在するが、IASB はそのような環境に依拠出来ない。

（参考：IAS 第 28 号における公正価値オプション⁸に対する変更）

- 投資企業は、関連会社及び共同支配企業への持分を公正価値で測定。ただし、対象が投資企業へのサービス提供会社の場合には持分法を適用。
- 投資企業ではないベンチャー・キャピタル等の公正価値オプションは維持。

⁸ IAS 第28号（2011年改訂）第18項では、以下のように記載している（改訂前 IAS 第28号もほぼ同様）。
 「関連会社又は共同支配企業に対する投資が、ベンチャー・キャピタル企業、又はミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び類似の企業（投資連動保険ファンドを含む）である企業に保有されているか、又は当該企業を通じて間接的に保有されている場合には、企業は、当該関連会社及び共同支配企業に対する投資を、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる。」

（FASB）

- FASB ED の提案どおり、投資会社子会社の特別な会計処理を引き継ぐことを決定。
（主な根拠）
 - ◇ 投資会社の定義が、その投資を公正価値で測定すべき企業の母集団を適切に特定しているのであれば、投資会社の活動（activities）の性質と事業目的は、親会社の支配の有無で変わるものではなく、当該公正価値測定を親会社のレベルでも維持すべき。
 - ◇ ほとんどすべての FASB 側の利用者と、IASB 側の過半の利用者が、特別な会計処理の引継が最も有益な情報をもたらすとしている。
 - ◇ 特別な会計処理の引継を認めない場合、複雑さが増し、関係者からもコストベネフィットや、オペレーショナリティの懸念が寄せられている。
 - ◇ 米国会計基準では、投資会社に限らず、特定の業種別ガイダンスに従う場合、親会社は、子会社が適用した特別な会計処理の維持を要求されており、投資会社でそうした会計処理を維持しないことは他の業種別の会計処理にも影響する。

以上

（参考１）公開草案における投資企業の６要件と暫定決定による変更

投資企業は、次のすべての要件を満たす企業である。（ED 第２項）

要件	内容	変更後
(a) 投資活動の性質	企業の唯一の実質的な活動が、資本増価、投資収益（配当や利息など）又はその両方のために、 <u>複数の投資</u> を行うことである。	定義 (複数の投資は典型的な特徴)
(b) 事業目的	企業が、投資家に対して、自らの目的は資本増価、投資収益（配当や利息など）又はその両方を稼得するために投資を行うことであるという明示的な確約をしている。	定義
(c) 単位所有	企業に対する所有が、株式又はパートナーシップ持分のような、純資産に対する比例的な割合が帰属する投資の単位により表わされている。	典型的な特徴
(d) 資金のプール	企業への投資者が専門的な投資管理による便益を受けられるように、投資家の資金がプールされている。 企業に、親会社（もしあれば）に関連がなく、全体として企業に対する <u>重要な所有持分を保有している投資家</u> がいる。	を定義 を典型的な特徴
(e) 公正価値管理	企業に対する投資のほとんどすべてが、公正価値に基づき管理及び業績評価が行われている。	IASB：定義 FASB： 典型的な特徴
(f) 開示（及び報告企業）	企業が、投資活動に関する財務情報を投資者に提供している。企業は法的主体である場合もあるが、そうである必要はない。	削除 適用指針

（参考２）５月のアジェンダ・ペーパーで挙げられていた典型的な特徴⁹及び定義に含められなかった理由

典型的な特徴¹⁰

次の典型的な特徴の評価に際し、目的と設計（design）の考慮も考慮する。

- (a) **複数の投資と複数の投資家¹¹**：投資企業は、通常、複数の投資家を有し、複数の投資を保有する。ただし、企業は、投資企業の定義をどのように満たしているか証明する限り、単一の投資家や単一の投資の保有によっても投資企業となることを妨げられない。投資企業が単一の投資家と単一の投資の両方を有することは、非常に困難なため、稀ではあるが、そのような企業が投資企業の定義を満たすことは必ずしも不可能ではない。

（理由）

- ・複数の投資を必須の要件とすると、例えば、リスク分散や小口の投資単位のニーズなどから、存続期間を通じて単一投資となるファンドを組成する場合も投資企業にならないことが懸念された。
- ・複数の投資家を必須の要件とすると、例えば、ソブリンウェルスファンドのような政府系ファンドや、年金基金が100%保有する投資ファンド、金融機関が100%保有するPEファンドなど、投資企業となるべきと関係者が考えているものまで除外されることが懸念された。

- (b) **親会社又は投資マネジャーと関連のない投資家**：通常、投資企業は、親会社と関連のない投資家が保有する重要な所有持分をもつ複数の投資家を有する。しかし、投資企業の定義をどのように満たしているか証明する限り、企業が複数の関係する投資家を有することで、投資企業となることが妨げられることはない。この評価では、親会社に関する投資家は、親会社と併せて単一の投資家として扱う必要がある。

（理由）

- ・これを必須の要件とすると、共同投資型のファンドや投資家が従業員や家族に限

⁹ 5月のペーパーでは、「考慮要因(factor to consider)」という表現が用いられていたが、7月の会議において、あるボードメンバーからIFRSには要求事項を表現する際に「要件(criteria)」や「指標(indicator)」という表現はあるものの「考慮要因」という表現はないとのコメントを受け、「典型的な特徴」に文言変更された。また、読み易さのために一部表現を7月のペーパー・暫定決定のものに統一している。

¹⁰ なお、FASBの場合には、公正価値管理も定義ではなく典型的な特徴として扱われる。

¹¹ 7月のペーパーでは「複数の投資」と「複数の投資家」は別々の「典型的な特徴」として取り扱われている。

定されたファンドまで投資企業にならないことが懸念された。

- (c) **資本またはパートナーシップの形式をとる所有持分**：投資企業に対する所有持分は、通常、純資産の具体的に識別可能な部分が帰属する資本又はパートナーシップ持分の形式をとる。しかし、重要な負債持分をもつ企業でも、その所有持分が純資産の具体的に識別可能な部分を表わすと証明する限り、依然、投資企業として適格となる場合もある。

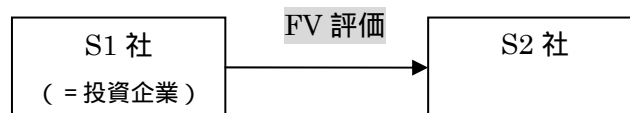
(理由)

- ・これを必須の要件とすると、会計基準上で、持分が資本ではなく負債に区分される投資ファンドや、実質的な資本持分のないCDOやCLOなどの証券化ビークルなどが投資企業にならないことが懸念された。

（参考３）親会社（非投資企業）による特別な会計処理に関する暫定決定のイメージ図

投資企業子会社における会計処理

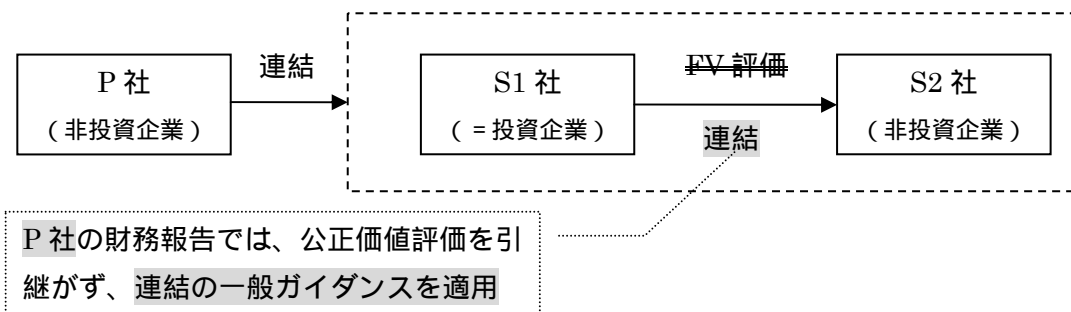
投資企業（S1社）がS2社（非投資企業）を支配しているケースの会計処理



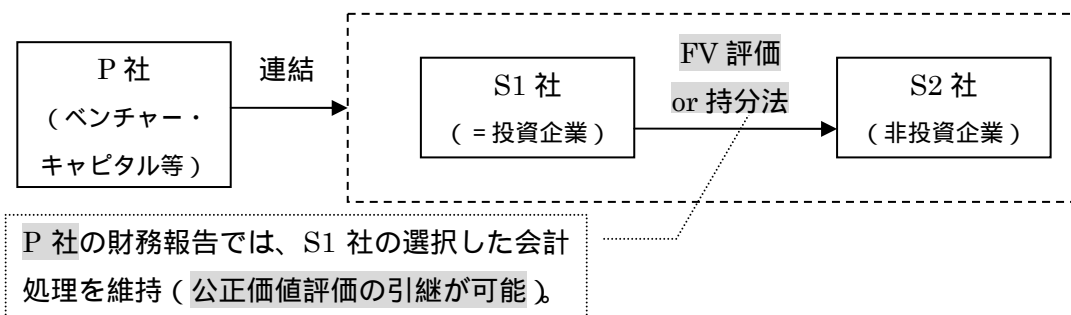
親会社（非投資企業）の会計処理（投資企業子会社の特別な会計処理の引継の有無）

親会社（非投資企業：P社）が、上述のS1社を支配しているケース

IASB 暫定決定のイメージ図



（参考）IAS 第 28 号の公正価値オプション（S2社が関連会社の場合）



FASB 暫定決定のイメージ図

